

制 度 名	後期高齢者医療給付費負担金	主管課名	厚生総務課 医療福祉 G												
		問合せ先	029-301-3171												
目的・趣旨	75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害を有する者の適切な医療を確保する。														
<p>[対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>[対象事業] 茨城県後期高齢者医療広域連合が行う高齢者の医療の確保に関する法律に定める医療等</p> <p>(1)療養の給付（外来，入院，薬剤の支給等） (2)入院時食事療養費，入院時生活療養費及び保険外併用療養費の支給 (3)療養費の支給（治療用装具，柔道整復，はり・きゅう，マッサージの施術に伴う費用等） (4)訪問看護療養費の支給等</p> <p>[補助要件等] 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき，医療費等から一部負担金等を除いた費用のうち公費負担割合分（50％）を国，県，市町村で負担する。（国：県：市町村＝4：1：1）</p> <p>[対象経費] 対象事業に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額なし</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1/3</td> <td>1/12</td> <td>1/12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他		1/3	1/12	1/12	—
区 分	国	県	市町村	その他											
	1/3	1/12	1/12	—											
[30 年度当初予算額] 25,153,754 千円		[30 年度補助対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合													
[備考]															